

2020年10月1日

## 「法的強制と自粛の前提」

公益財団法人 国際通貨研究所  
理事長 渡辺 博史

コロナ対策の中で、日本の対応が他国と大きく違うとされた点は、国民に予防等の行為を求めるのに、法的強制によるのか、自粛に頼るのかであった。

法的強制をしても、某国で「その法規は憲法違反である」という訴訟が提起されたように、国民の総意に最終的にたどり着くのは大変であるが、是非の決着が出るまでの間も、国家なり地方団体の意志は明らかになる。マスクの装着など白黒がハッキリ付く規制は当然として、それ以外の場合にも諸判定の基礎となる限界数値がハッキリしていれば、法的に命ぜられた者の内心の納得度は別にして、何をすべきか、何をしてはいけないのか、どこまでして良いのかは明らかになる。しかし、自粛「要請」の場合には、どの程度の義務なのか、どこまでの作為・不作為が求められるのか、従わないとどうなるのかが、ハッキリしない場合が多い。かなりの部分が国民側の判断に委ねられている。地方団体などが、この不明確部分を補強する説明として種々の「宣言」などを行っているが、これも根拠が明確でないと、どこまで耳を傾けるか、どこまで従うかは、各個人の判断に委ねられる。国民の、集団的な認識、危機感、協調意識が大きく異なる場合には、それでも機能する余地があるが、その点での、多様化、分散化が進行している状況では、明確な基準がない自粛要請は、ある人にとっては「なるほど、それは自然だ」となっても他の人にとっては、「そんなことはおかしい、不要な干渉だ」となりかねない。

悪い影響をもたらすということであれば、法律、条令を定める権能のある、国、団体がキチンと規制を定めるべきであり、国民の各自の判断に基づく「忖度」を働かす範囲を最小化する必要がある。法的規制を行う根拠がないときには、当面は自粛に頼らざるを得ないが、その場合、往々にして「自粛だからまあ緩めの縛りにしよう」となりがちである。しかし、これは各人の判断の混乱、輻輳を招き、行政と国民の間のみならず、国民の間でのトラブルにつながりかねないので、自粛の場合であっても求めたい内容を明確にしなければならない。そこに、法的規制と自粛の差を生じせしめるのは避けるべきである。

また、法規に、あるいは自粛「基準」に詳細まで定めた場合にも、その法規、基準が求めていることが、国民、利用者に明確に伝わるように、コミュニケーションを徹底しなければならない。

先ず、「定め」が実際に何を求めているのかについては、明確かつ誤解を生ぜしめないような意思表示が必要となる。それが曖昧だと、トラブルを招きかねない。日常的な事項で見られる良くない例の一つは「エスカレーターは歩かずに、両側とも立ち止まって乗るようにしてほしい」という「決定」である。民間ベースの公共ルールではあるが、まさに近似の問題を提起している。現状では、片側を停止サイド、反対側を歩行サイドとしていた例が多かった（なんと、日本では、関東と関西で歩行サイドの位置が反対になっている・・・）が、片側（停止サイド）だけに常時大きめの負荷がかかることによって長期的には機器の故障を招きかねない、また、歩かずに両側に乗った方が、搬送人数が多くなる場合が多い（歩行サイドまでも数珠繋ぎで歩いている稀な時を別にして、停止サイドに載るべく待つ人の片側だけの長い列が非効率を招いている）、さらに搭乗中はハンドレールをつかみ安全を確保してほしいが、片側しか使えないと障害によりそちら側を使えない人が出てしまい危険であり、実際にも歩行者がからむ事故が多い、といったいくつかの理由で、「エスカレーターでは歩かないように」してもらおうと意思決定したはずである。

しかし、その実行・促進状況を見ると及び腰なのか、なかなか進んでいない。昨年夏には複数の鉄道会社が共同で「歩かず立ち止まってご利用ください」とのキャンペーンをしたという例もあったが、単発に終わり、いまだに駅構内の掲示の多くは「エスカレーターを駆け下り、駆け上りしないでください」ととどまっている。通常の日本語の感覚を有する人にとっては、この掲示は「歩いても良いが、駆け足は止めましょう」と言っているのに過ぎない。昔、「横断歩道での『歩くな』」の表示を見て、それならと走って渡った」という冗談のような事例はあったが、横断歩道で悪意無く走った人がいれば、それはその人の日本語の理解度に欠陥があることを示しているだけである。

関係者の中には「ハンドレールを両側でつかまれるようにしましょう」と解される図案のポスターを多く掲示したのは、歩かずに両側で立ち止まることにより、全ての乗客が身体障害などがあっても、必ずどちらかのハンドレールにつかまれるということを「含意」することにより、歩行禁止を乗客に訴えているともいうが、そう解釈している乗客が果たして何人いるだろうか。本気でこの判断を実行に移したいなら、いくつかの鉄道の駅やデパートの掲示のように「エスカレーターは歩かずに両側に乗って立ち止まってください」という掲示を壁に貼るのみならず、エスカレーターそのものの乗り口床面にハッキリ書くのが、無駄な誤解、混乱を招かない賢明な対応である。

「自粛警察」のようなフラストレーションにより惹起される出来事が増えているときに、このような「及び腰」の曖昧表現、曖昧意思表示を放置するのは適当でない。マスクの装着の問題であれば、「外せ」という人はいなくて、「付ける」という叱責が出るだけで、話はやや簡単である。しかし、このエスカレーターの場合には、「急ぐから歩きたいので、邪魔だからどけ」というジコチューの声と「いろいろな理由で歩くのは良くないとされているのだから、歩かずに止まれ」という自粛警察風の声がぶつかる可能性がある。客同士がもめたときに、駅員がどちらの肩を持つスタンスを取るかも、やや判然としないので、揉め事が面倒な状態になりうる。この例は、行いたいことについての明確な意思表示とコミュニケーションに向けての努力が無いために、ルールを定めたと

いう意思が「一般」乗客に伝わらずに混乱を招き、その結果、意図した効果も出にくいということである。(実は、もう実施をあきらめてこの判断は改めました、ということなら、それはそれで変更を明確に伝達すべきである。ただし、ある会社では構内に「歩かない 走らない」を一緒に書き込んだ小さく控え目の掲示が今でも貼ってはあるので、どうも、そうではないようだが・・・。)

次に、一定の閾値を設定して、あるいは想定して、行動制限をするのであれば、その閾値は明確にする必要がある。この点で問題を投げかけているのが、今年前半に話題になった「賭博罪」ないしは、「賭博行為に対する勤務組織の懲戒」にかかる基準の問題である。犯罪として立件する場合の判断と、所属組織の懲戒の判断とは基準のレベルが異なってもよいが、常習性の程度、受け渡し金額の多寡、レートの高低、という判断要素にかかる水準の「閾値」についてキチンとした判断を付さず、中途半端に、いわば報道の垂れ流し的に開示したことにより、国民の遵法精神を大きく損なった感じがする。

その後、「過去において、リャンピンで賭博罪の罪状で捕まったタレントがいたが、あれとの比較は・・・」といった話が散発で語られるものの、本件については、他の問題事案と違って、後追い報道が極めて少ない。この犯罪に係る最終判断の権限を有する官庁職員と、こういった問題を追及することを生業としていたメディアの社会部メンバーが関与していたことが、追及姿勢や事態認識を歪めているとして国民に不満を抱かれ、「テンピンで懲戒規定上アウトにすると某官庁と某メディアの幹部の相当数が停職で姿を消すからな」と、国民に笑われるような状態を作ってはいけなかったと思われる。

法的規制をする場合には、その解釈に一般的な「広範な恣意性」を持ち込む、あるいは、該当者の人的関係にかかる「忖度」が推測されるといった状態を招くことなく、平等、均等な適用、執行をするために臨むことが不可欠である。自粛要請の場合においても、個々の事案における判定を公的機関がしない以上、より明確な基準を示しておくべきであるが、現状ではかなり「曖昧度」が高い。

様々な制度設計において、自由度を増し、活力を生かすために、「事前規制・調整」を排して「事後監視・判定」に移行すべく進めてきているが、適法行為の範囲、限界が明確にならないと、「事後監視・判定」は大混乱する。それと同様の次元で、国、地方団体という法律、条令制定主体の意志をあいまいにしたままの制度構築、策定をすると、混乱、被害を招きかねない。我が国全体での、国（及び部分的には地方団体）と国民との関係をこの際洗い替えしていかないといけないのかも知れない。ふわっと緩やかに自粛を要請する方が抵抗感、被抑圧感を惹起せず結果として効果が上がるのだということの真否を、現状に即して、改めて考えていかないと、個人の間によりギスギスした関係が発生しかねない。全ての想定例について詳細を法制上規定することは困難であることも事実であるが、その場合、しっかりとした決意を有した公的団体が、平等、明解な「介入」を行った方が良いのかも知れないという点も吟味してみるべきだろう。

以上

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)  
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話：03-3510-0882 (代) ファックス：03-3273-8051

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。